

平成 25 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 25 年 6 月 25 日天草市農業委員会総会が五和町農業情報センター研修室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（31 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	小松信男君	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	松本カツエ君	20 番	君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	君	34 番	倉田喜一君
35 番	君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（6 名）

8 番	中村三千人君	20 番	橋本正寛君
25 番	前田達也君	29 番	小堀田幸一君
33 番	戸谷泰典君	35 番	池田裕之君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（4 名）

事務局長		局長補佐	林泰裕
参事	藤崎眞二	参事	吉田直哉
参事	平田正剛		

#### 4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 28号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 29号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 30号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 31号 事業計画変更承認申請について
- 日程第 6 議第 32号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議題 33号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた計画について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林 泰裕君） ただいまより平成 25 年第 6 回総会を開催致します。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。お忙しい中にご出席いただき、ありがとうございます。梅雨入り宣言をしてからなかなか雨が降らなかったのですが、最近はやっと梅雨らしくなってきたという感じがしております。

さて、以前に話したことがあるかと思いますが、農地に太陽光発電を設置することについてですが、例えば 4、5m 上にパネルを設置した場合どうなるかについての国の基準を示してほしいという要望があった訳ですが、先日の全国農業委員会会長会議の際にある程度の基準が示されました。約 3 年間の一時転用の取り扱いとされており、その 3 年間の間は耕作した収穫状況等についても報告する義務があるとのことでした。また、期間終了後は更新も可能とのことでした。

皆さんの方にもいろんな相談等があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

本日もどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（林 泰裕君） ありがとうございます。本日は 7 名の委員から欠席届が出されておりますが、過半数の委員が出席されておりますので総会は成立しております。それでは以降の議事の進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いします。

---

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、19 番松本カツエ委員、22 番森下雅成委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 28 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③のをご覧ください。

1 番について説明します。五和町の譲受人は菊池郡大津町の譲渡人外 2 名より、本渡町の畑 2 筆 860 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

2 番について説明します。五和町の譲受人は中央新町の譲渡人より、本渡町の畑 718 m<sup>2</sup>

を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

3番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田72㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

4番について説明します。下浦町の譲受人は愛知県丹羽郡扶桑町の譲渡人より、下浦町の田806㎡を交換により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはジャガイモを栽培される計画です。

5番について説明します。下浦町の譲受人は下浦町の譲渡人より、下浦町の畑700㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはジャガイモを栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 6番について説明します。有明町の譲受人は大阪市の譲渡人より、有明町の田851㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

7番について説明します。御所浦町の譲受人は御所浦町の譲渡人より、御所浦町の畑892㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはみかんを栽培される計画です。

8番について説明します。倉岳町の譲受人は北九州市の譲渡人より、倉岳町の畑457㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

9番について説明します。栖本町の譲受人は阿蘇市の譲渡人より、栖本町の田3,400㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

10番について説明します。栖本町の譲受人は阿蘇市の譲渡人より、栖本町の田1,378㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

11番について説明します。栖本町の譲受人は阿蘇市の譲渡人より、栖本町の田1,077㎡と畑135㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（吉田直哉君） 12番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人から河浦町の畑2,805㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は野菜栽培及び繁殖牛の放牧地とされる計画です。

13番について説明します。河浦町の譲受人は河浦町の譲渡人から河浦町の田 5,794㎡、畑 163㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は果樹栽培及び繁殖牛の放牧地とされる計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。1番について説明致します。譲渡人は農地の管理ができないとの理由から売買により譲り渡したいとのことです。場所はホームセンターサンコーの近くにありますが、既に客土を行い、深耕してあります。取得後は野菜を栽培されるとのことです。譲受人は主に水稻をされておりますが、特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請場所は、ホームセンターサンコーの近くで先ほどの1番の隣接地になります。こちらも重機で既に深耕してあり、取得後は野菜を栽培される予定です。よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。3番について説明致します。譲受人は交換により取得したいとのことです。申請場所については、天草畜協の近くにありますが、隣接する

農地と併せ野菜を栽培する予定です。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。4番について説明致します。譲渡人は愛知県在住で地元には帰らないということで兄弟が管理をしておりました。譲受人は隣接する自己所有農地と併せ利用する目的で交換により取得したいとのことです。事務局の現地確認の際には表土もなく農地として利用できる状態ではないとのことでしたが、私が現地確認をした際には表土として赤土が入れられており、りっぱな畑として整備されておりました。取得後はジャガイモを栽培する予定です。特に問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは5番について担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番の松岡です。5番について説明致します。この5番につきましても自己所有農地と隣接した農地で4番と同じく表土に赤土を入れられております。今回売買により譲り受けたいとの申請であります。取得後はジャガイモを栽培する予定です。特に問題がないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について担当委員より説明をお願いします。

○24番（山田勝彦君） 24番の山田です。6番について説明致します。

申請場所については須子の耕地整備を行ったほ場内の農地で、譲渡人は高齢と病気がちで後継者も帰ってこない状況から自分が生きている間に処分したいとのことでした。また、譲受人はこれまでその農地を借り受けて耕作をしていましたが、この際農地を買ってほしいとの要望があり、今回の申請に至った次第です。特に問題がないと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番の稲田です。7番については、担当の平岡委員が申請人であるため、代わって説明致します。

申請場所については御所浦町本島の東側で、譲渡人の自宅から1.6kmの距離にあり、また譲受人の自宅から100mほど離れたところで、甘夏・デコポン・ポンカンを栽培する自己所有農地と隣接しております。譲受人は親子2代で耕作をされており、農業経営規模の拡大と自宅から近いという理由から親戚でもある譲渡人から売買により取得するため、今回の申請に至った次第です。どうぞよろしくご審議ください。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、8番について担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番の稲田です。8番について説明致します。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、北九州市在住である譲渡人が地元在住の譲受人より経営規模拡大を目的として売買により譲り受けたいとの申請です。どうぞよろしくご審議ください。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について担当委員より説明をお願いします。

○22番（宮崎義一君） 22番の宮崎です。9番から11番まで譲渡人が同じということで、一括して説明してよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○22番（宮崎義一君） 譲渡人は3年前に転職をしまして、現在阿蘇市に住んでおります。その後、農地が荒れていたのを同じ地区の方3名が地域に迷惑をかけていけないとの理由から自宅または自分の農地に近い農地を売買により譲り受け、耕作したいとの申請です。現地を確認しましたら、一部は若干荒れていたようですが、田については水を張ってありました。来年はきれいに耕作できるものと思います。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）



○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは、11番の件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、12番について担当委員より説明をお願いします。

○5番（武内正俊君） 5番の武内です。12番と13番については、譲受人が同じということですので一括してご説明いたします。

申請場所については河浦から福連木に向かう山間にあります。12番と13番のいずれの農地も譲受人の自宅の周辺にある農地です。譲受人は畜産を営んでおり、今回経営規模の拡大を図りたいという目的から売買により譲り受けたいとの申請です。取得後は野菜・果樹を一部につくり、牧草や放牧地を予定しています。何等支障はないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました12番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） それでは13番の件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第29号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） まず、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、共同住宅を建設するため、本渡町の田740㎡と畑1,086㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。1番について説明致します。

申請人は高齢で後継者もないため耕作ができないとの理由から共同住宅を建築したいということです。申請場所は天草農業試験場の近くにあります。共同住宅を2棟と残地は駐車場にする計画です。給水は上水道を利用し、生活雑排水及び汚水については公共下水道、雨水については、敷地内で集水し道路側溝へ放流する計画となっております。周囲も川や道路であり、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 2番について、ご説明いたします。

本渡町の申請人は、自宅を拡張し通路及び倉庫を建設するため、本渡町の畑3筆248㎡を転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に通路及び倉庫として利用されているため、始末書が付けられております。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

申請人は道路及び倉庫として転用したいというものです。申請場所は老人ホーム「松風園」の近くにあります。自宅への進入路としての通路と物置兼倉庫が既に建てられ利用されており、始末書が付けられております。給水もなく、生活雑排水及び汚水についてもあ

りません。雨水については、道路側溝へ放流する計画となっています。特に問題ないと思  
いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

亀場町の申請人は、公衆用道路を建設したいため、亀場町の田2筆82㎡を転用したいとい  
うものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置する  
ため、第3種農地となっております。

一般基準につきましては、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、既に公衆用道路として使用されているため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。3番について説明致します。

申請場所につきましては、亀川・楠浦線の浜田地区というところで、そこから右に入  
ると申請地があります。30数年前に宅地化され、20数件の住宅と道路があります。今回その  
道路の一部が農地であると判明したため、始末書付きの申請となったものです。既に道路  
には側溝及び公共下水道が敷設されておりますが、周囲は住宅地となっております、特に問題  
ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 4番について、ご説明いたします。

五和町の申請人は自己住宅を建築するため、五和町の畑678㎡を転用したいというもの  
です。既に造成が完了し倉庫を建築しているため、始末書が添付されております。また、申  
請地は高台に位置し、申請面積678㎡の内半分以上が法面などの無効な部分が含まれ、実質

318 m<sup>2</sup>が住宅の敷地として有効となります。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番の森本です。4番について説明致します。

申請人は長男家族と同居しておりますが、狭いため自己住宅を建て別居したいとのこと  
です。この場所は以前大規模な土砂崩れがあったところで、その時整地を行った際に小屋  
を建てられたということで始末書が付けられております。隣接同意書及び排水同意書も添  
付されており、日照関係についても特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願い  
します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 5番について説明します。新和町の申請人は自身が経営する建設  
会社の事務所及び駐車場とするため、新和町の田 690 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。既に  
事務所及び駐車場とて利用されているため始末書が添付されております。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、  
記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○4番（川口 直君） 4番の川口です。5番について説明致します。

申請場所については、県道中田・碓石線のJAあまくさ碓石事業所より100mほど下った  
ところにあります。申請者は建設業を営んでおり、事務所と駐車場に転用したいとのこと  
です。生活雑排水等については合併浄化槽、雨水については道路側溝に放流する計画で、  
区長からの同意書も付けられております。

しかし既に平成18年8月に施行済みとなっております。始末書が添付されております。周囲  
の農地への影響もありませんので、特に問題はないかと思えます。よろしくご審議くださ  
いますようお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませ  
んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第4、議第30号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 引き続き、お手元の資料②・③・④及び前方のスクリーンをご覧ください。では、1番について、ご説明いたします。

浜崎町の譲受人は、個人住宅を建築するため、広島市安佐北区口田の譲渡人から北原町の畑230㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番の松原です。1番について説明致します。

申請場所につきましては芥明高校の近くにあり、ここに自己住宅を建築したいとの申請です。給水は市の上水道、雨水については道路側溝、生活雑排水については公共下水道を利用されます。隣接する農地がありますが、隣接同意書は付けられております。周囲は住宅地となっており、特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(平田正剛君) 2番について、ご説明いたします。

芥北町の譲受人は、宅地分譲販売を目的とする宅地造成を行うため、千葉県白井市大山口の譲渡人外2名から本渡町の田1,644㎡と畑109㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。2番について説明致します。

申請場所につきましてはホームセンター「サンコー」の近くにあり、ここに9区画の宅地分譲地を造成したいとの申請です。給水は市の上水道、雨水排水については後ろに川が流れておりそこへ放流することです。生活雑排水については公共下水道を利用される予定です。西側に隣接する農地がありますが、隣接同意書は付けられております。周囲は住宅地となっております、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 3番について、ご説明いたします。

本町の譲受人は、個人住宅を建築するため、北九州市八幡東区白川町の譲渡人から本渡町の田384㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。3番について説明致します。

申請場所につきましてはホームセンター「サンコー」の近くにあり、ここに自己住宅を建築したいとの申請です。給水は市の上水道、雨水排水については道路側溝へ、生活雑排水については公共下水道を利用される予定です。北側に隣接する農地がありますが、隣接同意書は付けられております。周囲は住宅地となっております、特に問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 4番について、ご説明いたします。

本渡町の譲受人外1名は、宅地を拡張するため、北原町の譲渡人から本渡町の畑6.55㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。4番について説明致します。

申請場所につきましては池田商店の近くにありますが、既に自己住宅への5条許可を受けて現在建築中ですが、隣接する住宅との境界に余裕を持たせるため、隣接する農地6.55㎡を宅地拡張したいとの申請です。雨水排水については道路側溝へ放流される予定です。周囲は住宅地となっており、特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 5番について、ご説明いたします。

中村町の借受人は、廃車置場及び中古車展示場を建設するため、本渡町の貸渡人から本渡町の畑625㎡について賃借権を設定し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、廃車置場及び中古車展示場として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番の松原です。5番について説明致します。

申請場所につきましては天草畜協の近くにありますが、既に廃車置場及び中古車展示場として利用されており、始末書がつけられております。雨水排水については道路側溝へ放流されま

す。周囲には特に影響なく問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 6番について、ご説明いたします。

亀場町の譲受人外1名は、個人住宅を建築するため、亀場町の譲渡人から亀場町の田188㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。6番について説明致します。

申請場所につきましては市道亀場・楠浦線にフジオカ薬品があり、その隣にある農地です。申請内容としては売買により譲り受け、自己住宅を建築したいとの申請です。給水は市の上水道より、雨水は既存の道路側溝へ、生活雑排水及び汚水については公共下水道へ流されます。区長からの排水同意書も添付されております。周囲は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 7番について、ご説明いたします。

天草町の譲受人は、自己事務所を建築するため、東京都江東区東砂の譲渡人から亀場町の田332㎡を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、雑種地として利用してあるため、始末書が提出されています。



○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番の山本です。7番について説明致します。

申請場所につきましては国道牛深方面にジャスコがあり、その進入路の手前にある農地になります。申請内容としては売買により譲り受け、自己事務所を建築したいとの申請です。給水は市の上水道より、雨水は既存の道路側溝へ、生活雑排水については浄化槽を経て側溝へ流されます。区長からの排水同意も添付されております。そして既に駐車場として利用されているため始末書も付けられております。隣接地に農地はありませんので、特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 8番について、ご説明いたします。

本町の譲受人は、個人住宅を建築するため、本町の譲渡人から本町の畑 291 m<sup>2</sup>を売買により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。8番について説明致します。

申請場所につきましては天草学園より500mほど手前にある農地になります。申請内容としては売買により譲り受け、自己住宅を建築したいとの申請です。給水は市の上水道より、雨水は既存の道路側溝へ、生活雑排水については浄化槽を経て側溝へ流されます。区長からの排水同意も添付されております。隣接地からの同意もあり、特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に9番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 9番について、ご説明いたします。

東京都品川区大崎の借受人は、店舗大型駐車場を建設するため、太田町の貸渡人から佐伊津町の畑 871 m<sup>2</sup>について賃借権を設定し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に、店舗駐車場として利用してあるため、始末書が提出されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。9番について説明致します。

申請場所につきましては佐伊津町の国道沿いのガソリンスタンドの隣になります。申請内容としては賃貸借により借り受け、店舗駐車場を建設したいとの申請です。給水は無く、排水は雨水のみで既存の道路側溝へ流すこととなっています。区長からの排水同意も添付されており、そして既に駐車場として利用されているため始末書も付けられています。隣接地に農地はありませんので、特に問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に10番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 10番について、ご説明いたします。

熊本市中央区坪井の譲受人は、貸倉庫を建築するため、福岡市東区名島の譲渡人外1名から佐伊津町の畑 553 m<sup>2</sup>を遺贈により取得し、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

既に倉庫が建てられており、始末書が添付されています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。10番について説明致します。

申請場所につきましては、佐伊津の工業団地よりさらに佐伊津方面へ500mほど進んだところにあります。既に貸倉庫が建てられており、始末書が添付されています。給水は市の上水道、雨水については道路側溝を利用されます。特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に11番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 11番について、説明いたします。

11番について説明します。五和町の借受人は自己住宅を建築するため、五和町の貸渡人から五和町の畑320㎡を使用貸借により転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番の山本です。11番について説明致します。

申請場所は五和支所から御領の旧道をとおり約500mほど進んだところにあり、集落中の畑になります。貸渡人と借受人は義理の親子関係にあり使用貸借により個人住宅を建てたいとのことです。西側に畑がありますが、隣接同意も取れております。排水関係についても雨水は道路側溝に、汚水・生活雑排水については浄化槽で処理後側溝へ放流するという計画です。特に問題ないかと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に12番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 12番について説明します。

河浦町の譲受人は、退職後の個人住宅を建築するため、東京都調布市の譲渡人から、有明町の畑495.88㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○11番（浦上廣幸君） 11番の浦上です。12番について説明致します。

申請場所については、大島子の国道より南方面に約400mほど進んだ尾見野というところ

にあります。面積が約 1600 m<sup>2</sup>ほどありますが分筆し約 500 m<sup>2</sup>を売買により取得し、個人住宅を建築したいという申請です。排水については浄化槽を設置して処理を行う計画であり、隣接者からの同意や排水同意についても添付されており、特に問題はないかと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 13 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 13 番について説明します。

倉岳町の譲受人は、市道から自宅までの道路を拡張し通路とするため、倉岳町の譲渡人から、倉岳町の田 107 m<sup>2</sup>を売買により譲り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○2 番（稲田秀敏君） 2 番の稲田です。13 番について説明致します。

転用目的としては自宅への通路が狭く車が進入できないということで道路を拡張したいという申請です。これは昨年 9 月に農用地区域からの除外申請があった案件であり、今回、添付書類についてもすべて添付されており、特に問題はないかと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 13 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に 14 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 14 番について説明します。

有明町の借受人は、経営する店舗の駐車場及び通路とするため、栖本町の貸渡人から、栖本町の田 206 m<sup>2</sup>を賃借権設定により借り受け、転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

なお、すでに駐車場として使用しているため始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 本日担当委員さんが欠席でございますが、14番についての説明を預かっておりますので、読ませていただきます。

申請地は、栖本町の国道266号線のトンネルから300mほど栖本の町中に入ったところで薬局、コンビニ、ラーメン屋などが建ち並ぶ国道沿いの食料品店の前で、現在、既に店舗用の駐車場として利用されております。

すぐ隣の土地が申請人が経営する店舗であり、本来であれば店舗建築の際に一緒に転用申請をするべきであったものですが、所有者が申請漏れであることに気づき、今回5条の賃貸借により申請をされました。周囲は宅地化が進み隣接する農地もなく、区長からの排水同意と始末書も添付されており、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議よろしく願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました14番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に15番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 15番について説明します。

牛深町の譲受人は個人住宅を建築するため、牛深町の譲渡人から牛深町の田140㎡、畑45㎡を売買により転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○事務局（吉田直哉君） 本日欠席の担当委員から意見を伺っておりますので、代わって申し上げます。

譲受人の現住居が老朽化し建替えが必要とのことで今回の申請に至っております。申請地は県道牛深天草線から市営須口団地へ入り100m程西へ行った地点です。隣接する農地は全て譲渡人の所有で長年耕作されておられません。関係者からの同意書が添付されており、特に問題はありません。ご審議をよろしく願いたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました15番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に16番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 16番及び17番については同じ天草町地区内の申請であり、譲受人と譲渡人ともに同一人物であるため、一緒に説明をしてよろしいか、議長及び川原委員にお尋ねいたします。

○議長（鶴田雄士君） お願いします。

○事務局（吉田直哉君） それではまず16番について説明します。

天草町の譲受人は山林とするため、相続財産管理人である熊本市の譲渡人から天草町の畑 726㎡を代物弁済により譲り受け転用したいというものです。既に申請地の一部が植林されていますが被相続人が死亡しているため始末書の添付はありません。

なお、代物弁済とは債務者（本案件では譲渡人）が債権者（本案件では譲受人）の承諾を得て、本来負担していた給付に代えて他の給付（本案件では申請地）で債務を消滅されることです。これは民法第482条の規定によるものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。

次に、17番について説明します。

天草町の譲受人は貸駐車場とするため、相続財産管理人である熊本市の譲渡人から天草町の畑 126㎡を代物弁済により譲り受け転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。ただ今事務局から説明があったとおり16番と17番については一緒に説明致します。

まず、16番についてですが、畑が4筆726㎡あるわけですが、実際の現状としては雑木林となっております。次に17番については126㎡ということですが、この申請場所については統合されました下田南小学校の校舎の間にあります。今回のこの2件の案件につきましては、代位弁済ということで提出された案件であり、その内容を考慮された上でご審議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました16番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に17番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に18番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 18番について説明します。熊本市の借受人は自己住宅を建築するため、河浦町の貸渡人から河浦町の田 348㎡を使用貸借し転用したいというものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。18番について説明致します。

貸渡人と借受人は親子であり、今回同居するのに狭いため個人住宅を建築したいとの申請です。申請場所については河浦小学校のプールの近くになります。この地区は既に下水道が完備されており、排水関係については問題ないと思います。そして隣接者や区長からの同意も取れており、特に問題はないかと思われしますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました18番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に19番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 19番について説明します。河浦町の譲受人は太陽光発電施設を整備するため、河浦町の譲渡人から河浦町の田 2,775㎡を受贈し転用したいというものです。既に埋め立てられているため始末書が添付されています。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となります。以下記載のとおりで基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○30番（小川浩治君） 30番の小川です。19番について説明致します。

申請場所については富津小学校の近くで今富橋を渡って左に進んだところにあります。国道389号線の改良工事が出た廃土を入れ、既に造成されているため始末書が添付されています。この場所に太陽光発電施設を建築したいとの申請です。隣接者や区長からの同意も

取れており、特に問題はないかと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました19番の件につきまして、質疑はありませんか。

○17番（川崎眞志男君） 17番の川崎です。今回の案件は先ほど会長が話された太陽光発電施設と同じものですか。

○議長（鶴田雄士君） いいえ、全面転用の施設です。先ほど挨拶の時に話した内容については耕作する農地の上に太陽光パネルを設置するものでしたが、今回の申請については全面を利用した太陽光発電施設になります。

○17番（川崎眞志男君） 太陽光パネルの柱部分だけの転用ということではないのですね。

○議長（鶴田雄士君） 一部転用ではなく全部転用の案件です。

○17番（川崎眞志男君） 了解しました。

○議長（鶴田雄士君） 現在のところ、熊本県においてはそのシステムの転用についてはありません。三重県や千葉県では一部転用の案件はあっているようです。農業をしながら発電ができる施設ということで、今後需要がでてくるものと思われまます。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第31号、事業計画変更承認申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（平田正剛君） 議第31号の事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。  
佐伊津町の申請人は、個人住宅へ転用する目的で平成3年11月に農地法第5条による許可を受けましたが、所有権移転の手続きは行ったものの、事業については中断したまま現在に至っております。

今回、近隣にある工場の従業員を対象とした貸駐車場を建設したいとのことから、事業計画変更承認申請となったものです。

資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。

一般基準については、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番の倉田です。1番について説明致します。



譲渡人の息子が帰郷するという事で個人住宅への転用をされた訳ですが、結局、帰って来られなかったということで、現在は畑として利用がされておりました。今回は近くにある工場の従業員を対象とした貸駐車場を建設したいとの変更承認申請です。隣接者からと地元区長からの同意も取れており、特に問題はないかと思われまますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました事業計画変更承認申請につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件を承認したいと思います。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第32号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（吉田直哉君） 議第32号について説明します。

1番の本渡町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が10件、再設定の計画が15件で、総面積は75,615㎡となっております。

なお、議案中次に申し上げます番号が農地利用集積円滑化団体を通じての転賃の案件でございます。

番号を申し上げます。10番、11番、20番、21番です。

また、4番につきましては、農業生産法人以外の法人による賃借権設定の計画でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のア及び同④に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、担当委員からの補足説明はありませんか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） では、ただいま説明がありました利用権設定25件につきまして質疑はありませんか。

○3番（川原昭雄君） 3番の川原です。4番の株式会社である借受人が農地を借りて農業用施設を作ろうとしているということですが、内容としては作物を作って販売しようという

のか、苗を栽培して販売しようとしているのかについてお聞きしたいと思います。

○事務局（吉田直哉君） 議案中4番の一般法人の方が農家から農地を借り受けて施設野菜を栽培するということですが、これは施設の中で1つのプランターに1株の水耕栽培という形で栽培し出荷するという計画になっております。

ちなみに借受人であるこの一般法人の方は、これまで農業生産事業には携わっていないということですが、今回初めて農業の生産部門に参入したいということで申請に至っております。

○3番（川原昭雄君） やり方としては結構なことですが、このことが刺激になって農家が同様のやり方を行う人が1人でも増えればいいなという期待感もある訳でございます。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第33号、農業委員会活動の目標及びその策定に向けた計画についてを議題と致します。それではその内容について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（林 泰裕君） 議第33号についてご説明させていただきます。

本件につきましては、本年4月の総会時におきまして、委員の皆さんに案としてご提案させていただき、承認を得て、天草市のホームページに1ヶ月間掲載をさせていただきました。その中で農家の方からの意見聴取を行ったところですが、農家からの意見についてはございませんでした。

そこで、委員の皆さんにお示ししました案のとおり、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、皆さまからご承認を受けた案についてを今回そのまま提出させていただいております。

本来であれば、農家の方より意見等があった場合については、この場でご検討いただき、変更すべきところがあれば変更したいと考えておりましたが、残念ながら意見がございませんでしたので、そのまま提出させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました農業委員会活動の目標及びその策定に向けた計画について、皆さんからご意見はありませんか。

(意見なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではご意見が無いようですので、平成 25 年度の目標達成と活動に向けて、委員の皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 8、報告事項について、事務局より各種の届出があったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項について申し上げます。

農地利用・形状変更届が有明町と佐伊津町からそれぞれ 1 件ずつ、内容としては田を改良し、みかん及び野菜を栽培する計画の届出が 2 件ありました。

それから、許可不要転用届については第 4 条関係が 3 件あり、有明町、下浦町、新和町より耕作用通路や道路への転用届出がありました。第 5 条関係の届出についてはありませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 25 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

午後 3 時 40 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 松本カツエ

署名委員 森下雅成

